

中小企業をめぐる税制の現状と課題

財政金融委員会調査室 伊田 賢司

1. はじめに

中小企業は、我が国の企業数で99%を超え、従業員数でも7割と日本経済の基盤を成している。このため、中小企業政策は我が国の最重要課題の一つに位置付けられる中で、税制としては、公平・中立を前提としつつも中小企業の成長・発展等に向けて様々な対応が求められてきている。一方で、中小企業の税制をめぐっては、所得・消費・資産の各々で抱える問題や横断的な課題が多いなど、抜本的な見直しが進んでいるとは言えない。とりわけ、今回取り上げる中小法人の課税は、平成28年度与党税制改正大綱（以下「28与党大綱」という。）においても、資本金基準の妥当性や赤字法人等の問題意識が示された。これらの見直しに当たっては、制度・執行両面からの対応が必要となるなど中小企業にとって厳しい対応が求められることが予想される。

こうした状況の下、本稿では、まず中小企業をめぐる税制の現状について簡単に紹介した上で、今後の課題について触れてみたい。

2. 中小企業の定義（範囲）

（1）中小企業法制における中小企業

中小企業基本法では、中小企業の範囲を図表1のように規定している。具体的には、製造業その他の場合、おおむね「資本金3億円以下の会社」並びに「常時使用する従業員が300人以下の会社及び個人」としている。また、中小企業者のうちおおむね常時使用する従業員が20人（卸売業・サービス業・小売業は5人）以下の事業者を「小規模企業者」と規定している。中小企業者の範囲は、中小企業基本法制定時から拡大されており、当初の製造業その他は「資本金5,000万円以下」並びに「従業員300人以下」、卸売業・サービス業・小売業は「資本金1,000万円以下」並びに「従業員50人以下」であった。中小企業基本法における中小企業者の範囲は、個別の中小企業施策の基本的な政策対象を原則的に定めているものに過ぎず、各法律や支援制度で異なる場合があるとされる¹。

図表1 中小企業の範囲

業種	中小企業者		うち 小規模企業者
	資本金	又は 従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

（出所）中小企業庁資料より作成

図表2 中小企業者の数

	事業者数 (割合)	内訳	
		法人 (割合)	個人事業者 (割合)
大企業	1.1万社 (0.3%)	1.1万社 (0.3%)	—
中小企業者	380.9万社 (99.7%)	172.0万社 (45.0%)	208.9万社 (54.7%)
うち小規模事業者	325.2万社 (85.1%)	127.9万社 (33.5%)	197.3万社 (51.6%)

（出所）総務省「平成26年経済センサス基礎調査」再編加工等より作成

¹ 「中小企業庁FAQ「中小企業の定義について」」〈http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm〉（平28.9.8最終アクセス）

次に、企業者数の内訳を見ると、我が国企業の 99.7%が中小企業（個人・法人）で、大企業は 0.3%に過ぎない。また、中小企業の大半が小規模事業者で、事業者全体の 85.1%を占めている（図表 2）。

（２）税法における中小企業

一方、所得税法や法人税法など税法の規定における中小企業は、各税法でそれぞれ独自に決められている（図表 3）。例えば、法人税法では、欠損金の繰越控除の全額損金算入や軽減税率の適用について、資本金 1 億円以下の法人（大法人（資本金 5 億円以上）との間に完全支配関係があるもの等を除く）又は資本を有しない法人を中小法人等と規定している。また、所得税法では、現金主義による所得計算の特例の適用について、事業所得と不動産所得の合計額が 300 万円以下の青色申告者を小規模事業者と規定している。

消費税法では、消費税額の計算上、売上高から納付税額を計算する簡易課税制度の適用について、課税売上高が 5,000 万円以下の個人事業者・法人を中小事業者としている。さらに、租税特別措置法では様々な中小企業向けの特例措置があるが、例えば、中小企業投資促進税制の適用については、資本金 1 億円以下の法人又は資本を有しない法人のうち常時使用する従業員が 1,000 人以下の法人を中小企業者と規定、常時使用する従業員数が 1,000 人以下を中小事業者と規定している。

図表 3 税法における中小企業

法律	①法人税法		②所得税法	③消費税法				④租税特別措置法	
名称	中小法人		小規模事業者	小規模事業者	中小事業者			中小事業者	中小企業者
基準等	資本金 1 億円以下 (注 2)		所得（事業・不動産） 合計額 300 万円以下 (注 5)	課税売上高 (注 6) 1,000 万円以下	課税売上高 (注 6) 5,000 万円以下			従業員 1,000 人以下	資本金 1 億円以下 (注 7)
主な制度	欠損金繰越控除（法 57）、 軽減税率（法 66） (注 3) など		現金主義による所得 計算の帰属の特例 （所法 67）	事業者免税点制度 （消法 9）	簡易課税制度 （消法 37）	中小企業投資促進税制 （措法 10 の 3、42 の 6）、 少額減価償却資産の特例 （措法 28 の 2、67 の 5） など			
中小企業者 数（割合） (注 1)	法人	うち同族会社 (注 4)	個人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
	258.3	248.4	271.0	435.0	77.0	69.0	54.0	—	3.2
	(99.2%)	(95.4%)	—	(78.9%)	(28.3%)	(12.5%)	(19.9%)	—	—

（注 1）①中小法人/万社、②事業・不動産所得者/万人、③小規模・中小事業者/万者・社、④適用法人数/万。
同割合は全法人又は全事業者に占める割合。租税特別措置法は中小企業投資促進税制の単体法人適用
分で特別償却及び特別税額控除の適用法人数の合計。

（注 2）資本金 5 億円以上の大法人による完全支配関係があるもの等を除く。

（注 3）平成 24 年度から 29 年度までの間、19%から 15%に法人税率が軽減されている（措法 42 の 3 の 2）。

（注 4）同族会社とは、会社の株主等の上位 3 株主グループが有する株式数又は出資の金額等の合計が、その
法人の発行済株式の総数又は出資の総額等の 50%超に相当する法人。

（注 5）前々年分の事業所得と不動産所得の合計額。

（注 6）基準期間の課税売上高で、個人は前々年、法人は前々事業年度。なお、基準期間がない法人のうち、
課税売上高 5 億円超の事業者等により設立された法人の納税義務は免除されない。

（注 7）発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大規模法人に所有されている法人及びその発
行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大規模法人に所有されている法人等を除く。

（出所）財務省資料及び国税庁資料等より作成

このように、中小企業法制と税法において中小企業の範囲（定義）は一致しているわけではない。また、中小企業法制及び税法のそれぞれの法制間においても異なっている。

一般に、「中小企業税制」と使われることはあるが、税法の用語ではなく、個人・法人の中小企業の税制の適用について特に中小企業向けの特例措置等を示すことが多く、便宜上使用されているものに過ぎない（図表4）。しかし、税務統計上においても中小企業は全法人の99%超を占め、そのほとんどが同族会社となる中で、中小企業税制というくくりで、法人・個人を一体的に捉える意義は大きい。赤字法人、事業所得者から法人に転換する「法人成り」、消費税の益税など中小企業をめぐる税制の諸問題は各税目だけではなく横断的に検証することが必要となっている。

図表4 中小企業税制の概要（国税関係）

主な税制措置		制度の概要（特徴）
中小法人向け（法人経営者含む）	法人税関係	
	法人税率の軽減（軽減税率）	所得800万円以下の部分の税率19%。租特で時限的に15%。
	欠損金の繰越控除	所得金額の100%まで損金算入可（大法人は段階的に50%に制限）
	欠損金の繰戻還付	欠損金繰戻還付（1年間）可（大法人は停止中）
	貸倒引当金	一定の限度内での損金算入可（銀行・保険会社等を除く大法人は不可）。租特で法定繰入率による繰入れ可
	特定同族会社の留保金課税の特例	特定同族会社への留保金課税の適用除外
	政策税制	—
	中小企業技術基盤強化税制（研究開発）	総額型の税額控除率12%（大法人よりも有利）
	中小企業投資促進税制	生産性向上設備の上乗せ措置の存置（中小法人以外は28改正で縮減・廃止）
	商業・サービス業・農林水産業活性化税制	商業・サービス業を営む中小企業者等が取得等する経営改善設備の特別償却・税額控除
	中小企業者等の少額減価償却資産の特例	取得等した減価償却資産（取得価額30万円未満）の即時償却（原則10万円未満は即時償却、20万円未満は3年間均等償却と比べ有利）
	所得拡大促進税制	給与総額増加要件の緩和：27'～29'は3%増（大法人は3%増（27'）－4%増（28'）－5%増（29'）と大法人よりも有利）
	雇用促進税制	対象法人の要件の緩和：法人全体の雇用者数が前期比2人以上増（大法人の5人増よりも有利）
	交際費課税	飲食費の50%と定額控除額（800万円）のどちらか有利な方を選択（大法人は基本飲食費50%のみ）
	消費税関係	
	事業者免税点制度	基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は免税
	簡易課税制度	基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、売上高から納付税額を計算することが可
	相続税・贈与税関係	
	事業承継税制（非上場株式等）	非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予（租特）
個人事業主向け	所得税関係	
	青色申告者	—
	青色申告特別控除	青色申告の事業所得者等に対する65万円の所得控除制度
	青色事業専従者給与	青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族で青色申告者の営む事業に専ら従事している者への給与に対する必要経費の算入
	現金主義による所得計算の特例	青色申告者（事業所得と不動産所得の合計額が300万円以下）による現金主義の所得計算の選択
	白色申告者	—
	事業専従者控除	白色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族で白色申告者の営む事業に専ら従事している者への給与に対して、配偶者最大86万円、配偶者以外の場合には1人あたり最大50万円まで控除
	政策税制	—
	中小企業技術基盤強化税制（研究開発）等	法人向け参照
	消費税関係	
	事業者免税点制度	法人向け参照
	簡易課税制度	法人向け参照
	相続税・贈与税関係	
	事業承継税制（小規模宅地等）	特定事業用宅地等の400㎡までの相続税評価額を80%減額（租特）

（出所）財務省資料及び『中小企業税制（平成28年度版）』（中小企業庁）等より作成

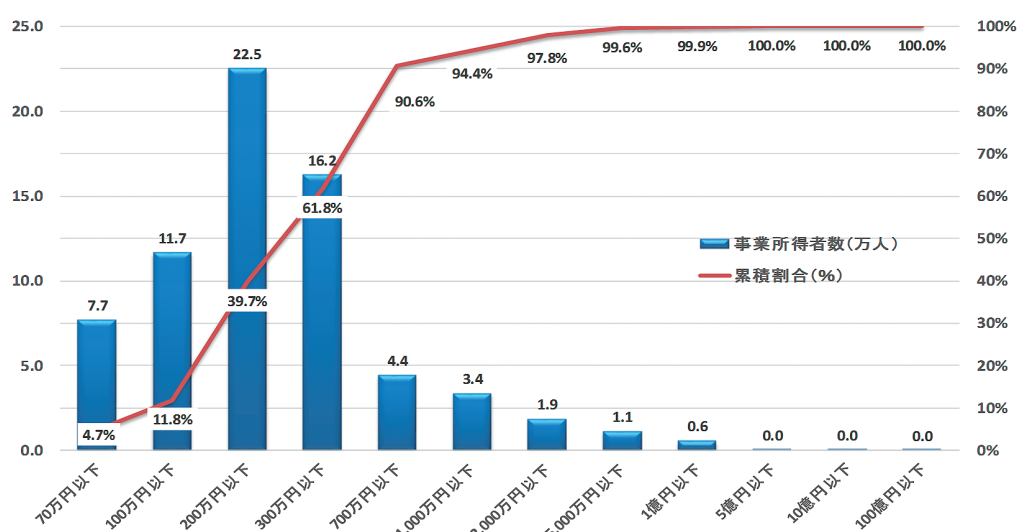
3. 中小企業の現状

(1) 事業所得者

図表5は、平成26年分の（合計）所得階級別の事業所得を有する者の数を表したものである。およそ60%が所得金額300万円以下で、90%が700万円以下である。一方、所得金額が1億円を超える事業所得者は、全体の0.1%に過ぎない。

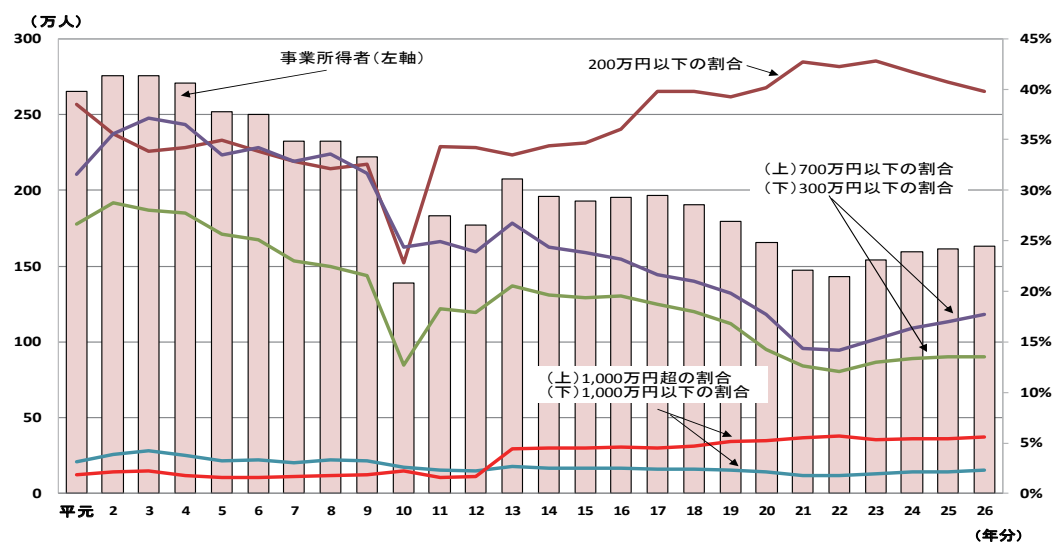
平成元年分以降の事業所得者数と所得階級別の割合の推移（図表6）を見ると、事業所得者数は100万人超減少する中で、所得階級200万円超300万円以下、300万円超700万円以下の割合の落ち込みが大きい。一方、200万円以下の割合はほぼ同水準であったが、1,000万円超の割合が徐々に増加するなど、二極化の傾向もみられる。

図表5 所得階級別の事業所得者（平成26年分）



（出所）『平成26年分申告所得税標本調査』（国税庁）より作成

図表6 事業所得者数と所得階級別の割合の推移（平成元年分～平成26年分）

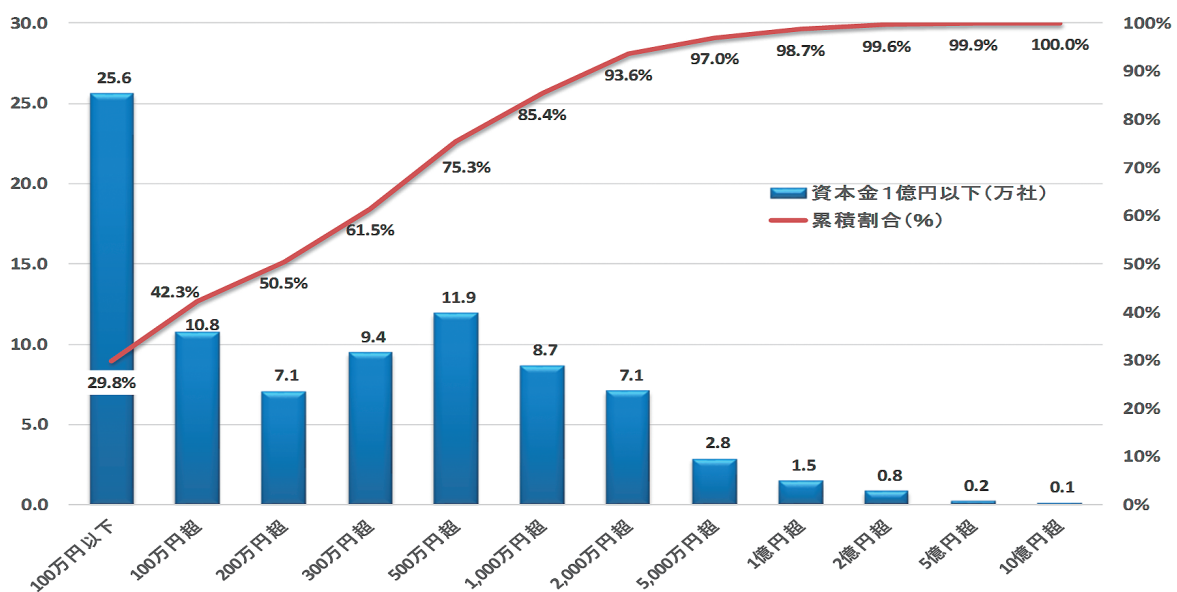


（出所）『申告所得税標本調査』（国税庁）より作成

（２）中小法人

図表 7 は、平成 26 年度分における所得階級別の中小法人数を表したものである。利益を計上する中小法人のうち、およそ 50%が申告所得 300 万円以下に過ぎず、3/4 が 1,000 万円以下である。一方、申告所得が 1 億円超の中小法人は約 2 万 6 千社あり、全体の 3 %を占めている。この中には、資本金が 100 万円以下であっても 10 億円を超える所得を申告する中小法人もある。このように、大法人並の多額の所得を得ている法人から個人事業主に近い法人まで実態は様々あるのにもかかわらず、資本金が 1 億円以下等の要件を満たせば、基本的に高所得であっても低所得の中小法人としての特例が適用される。

図表 7 所得階級別の中小法人（平成 26 年度分）



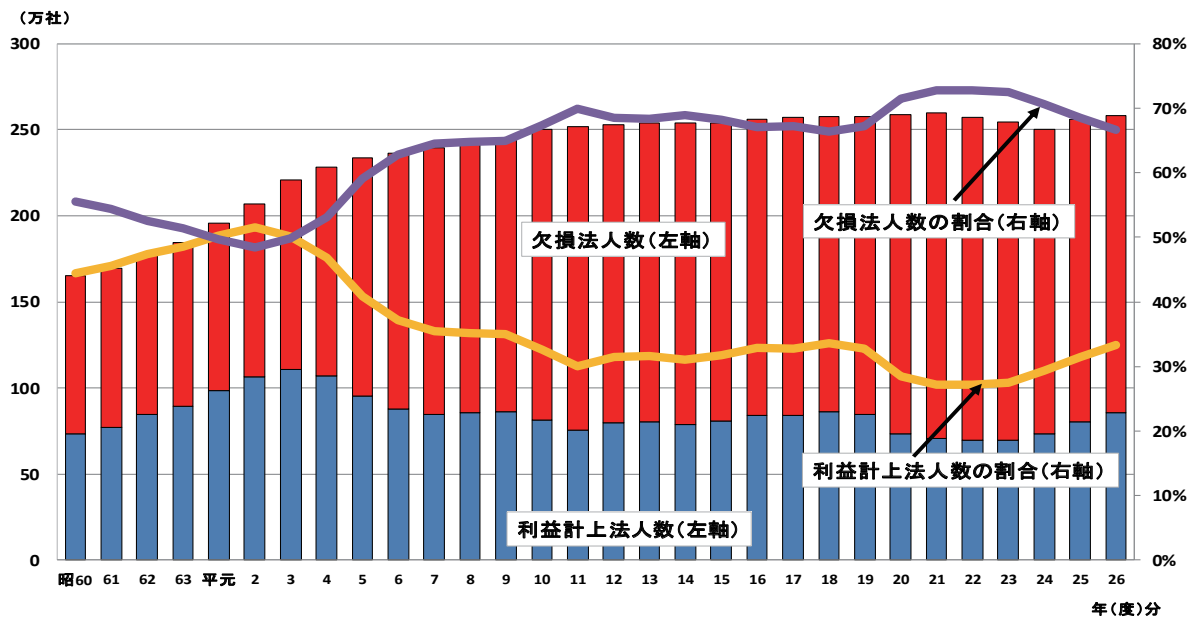
（出所）『平成 26 年度分会社標本調査』（国税庁）より作成

欠損法人とは税務申告上赤字となっているものを言うが、図表 8 は、中小法人数について利益計上法人と欠損法人の内訳と全法人に占める割合を見たものである。実際に所得を上げている企業は 3 割に過ぎず、実に 7 割の中小法人が欠損法人となっている。バブル期においても中小法人の欠損法人割合は 5 割前後と比較的高い水準であったが、バブル崩壊後から急速に欠損法人が増え、平成 10 年分以降に 7 割に達し、平成 20 年のリーマン・ショック以降 7 割を超えた。その後、アベノミクス効果で、景気が緩やかに回復し、企業収益も改善していたが、欠損法人割合は依然として高水準となっている。

図表 9 は、図表 8 の利益計上法人と欠損法人を資本金階級別にしたものである。特徴的なのは、昭和 60 年分から平成 22 年度分にかけて、資本金 200 万円以下の利益計上法人数に変動はないものの、欠損法人が増加（2.6 倍）したこと、また、資本金 1,000 万円以上において、欠損法人 7 倍以上と急増したことである。

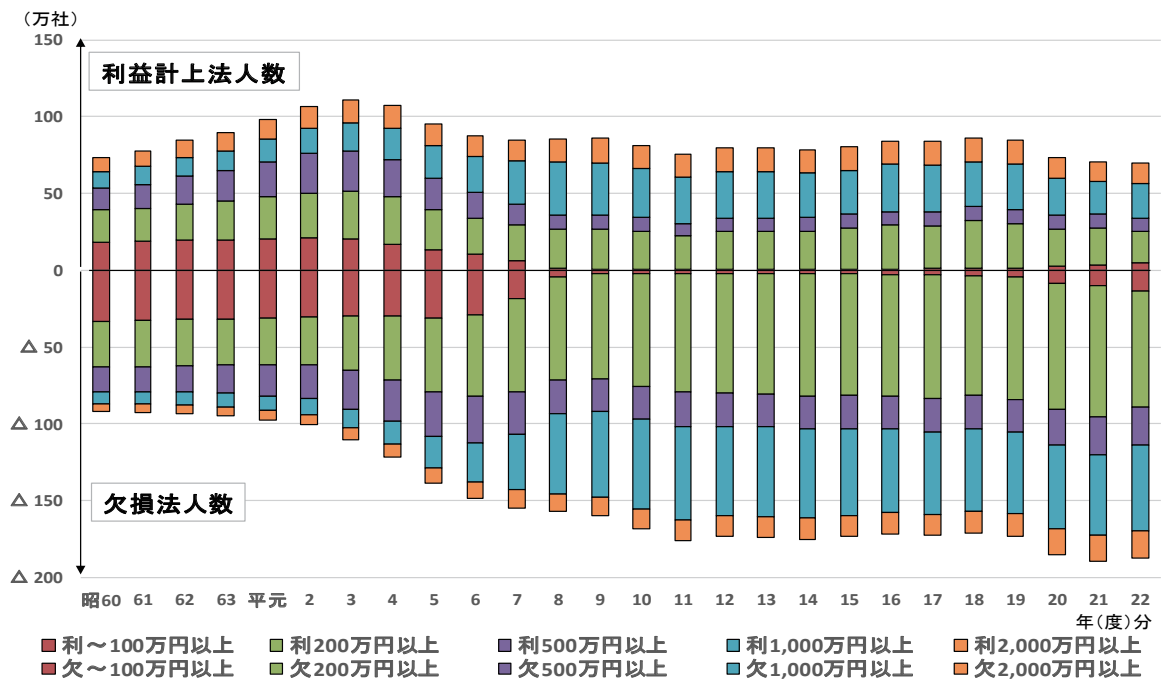
利益計上法人と欠損法人いずれにおいても、資本金 2 千万円未満が大半を占めている。

図表 8 利益計上法人・欠損法人の推移（中小法人）



(注 1) 昭和 60 年分から平成 17 年分は各年の 2 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで、平成 18 年度分以降は各年の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
 (注 2) 平成 22 年度以前は資本金 1 億円以上の法人の計数である。また、連結法人は含まない。
 (出所) 『会社標本調査』(国税庁) より作成

図表 9 資本金階級別の利益計上法人・欠損法人の推移（中小法人）



(注 1) 昭和 60 年分から平成 17 年分は各年の 2 月 1 日から翌年の 1 月 31 日まで、平成 18 年度分以降は各年の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
 (注 2) 上記は資本金 1 億円以上の法人の計数で、連結法人は含まない。
 (注 3) 「(利)・(欠) ~100 万円以上」は資本金 100 万円未満を含む。「(利)・(欠) 2,000 万円以上」は資本金 1 億円以上を含めたもの。なお、左軸ラベルの「△」は、欠損法人数を便宜上表したものの。
 (出所) 『会社標本調査』(国税庁) より作成

4. 中小企業をめぐる税制上の問題

28 与党大綱では、中小法人課税について、「資本金 1 億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。」こと、また、「資本金以外の指標を組み合わせる等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する」²ことと、具体的な見直しの方向性が明記された。さらに、中小法人の赤字法人問題等を踏まえ、中小法人向けの制度全般にわたり、引き続き、幅広い観点から検討を行う旨も明記された。

このように、中小法人の課税については、資本金基準の在り方や赤字法人問題への対応等が焦点として掲げられたが、中小企業をめぐる税制の抜本的な見直しは先送りされてきたため、実現に向けては困難が予想される。大企業との格差是正に焦点が当てられた中小企業基本法制定から 55 年が経過し、既に中小企業を一律に経済的弱者と決めつける意義の低下が指摘³されているが、こうした中で、現行の中小法人課税の現状を踏まえ、「中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねない」とした 28 与党大綱の指摘は重いものがある⁴。

そこで最後に、28 与党大綱で焦点となった中小法人の資本金基準と赤字法人の問題について触れてみたい。

(1) 資本金基準

はじめに、法人税法上の中小法人の資本金基準が決まった背景について、軽減税率制度導入時と当初の政府の見解を見てみる。前述の通り、中小企業の範囲について法人税法は、中小企業基本法のような資本金・従業員ではなく資本金のみで捉えているが、この点について政府は、①当時の軽減税率制度は大法人にも適用されてしまうため、中小法人の体質強化等の狙いに合わないこと、②従業員基準では税務執行上問題を生じやすく⁵、できるだけ避けるべきとされたこと、③特別償却制度では資本金 1 億円の基準⁶が入っていたこと、④中小企業法制が必ずしも中小企業基本法と定義が一致してなかったことなどを挙げた⁷。

また、当時の中小企業基本法では、製造業で資本金 5,000 万円以下、商業サービス業で資本金 1,000 万円以下と規定されていたが、法人税法では資本金 1 億円以下とした理由についても触れられている。政府は、従業員基準による税務執行問題を踏まえれば、資本金基準を引き上げても従業員基準の採用はしない方が良い⁸との判断が働いたこと⁹、5,000 万

² 自由民主党・公明党『平成 28 年度税制改正大綱』（平 27.12.16）5 頁

³ 佐藤英明「わが国における「中小企業税制」の意義と展望」『中小企業税制の展開』租税法研究第 38 号（2010.6）72 頁～74 頁

⁴ 前掲注 2、5 頁

⁵ 大蔵省塩崎潤主税局長は、「税制では、どうも従業員基準というのは常に動く要素でございますので、税務のトラブルがそんなようなことで起こることも国民経済上むだである。」と答弁した。第 51 回国会参議院大蔵委員会会議録第 14 号 19 頁（昭 41.3.28）

⁶ 例えば、中小企業用合理化機械の特別償却制度では、「資本金 1 億円以下」かつ「常用従業員数 1,000 人以下」の中小企業者の取得した機械設備等について初年度 1/3 の特別償却を認めるものがあった。税制調査会『昭和 41 年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明』（昭和 40 年 12 月）126 頁

⁷ 前掲注 5、20 頁

⁸ 前掲注 5、19～20 頁

円と同一水準にし、所得区分の引上げを行う場合には¹⁰、結果的に増資抑制に働くことになっては問題¹¹があると考えられたこと等を挙げた。そこで最終的には、「中小企業の体質改善の努力を促進するという見地から、資本金基準を一般の中小企業の基準よりも高めて特別の軽減措置が適用できるようにしておくことが望ましい」¹²としたのである。

このような背景で中小法人の資本金基準が設けられたが、その後、中小企業基本法の中
小企業の範囲が広がる一方で、法人税法上の資本金 1 億円以下の水準は、昭和 41 年度から
変わっていないとの批判¹³も多い。この点については、そもそも税法は、税務執行上の観
点などから、中小企業法制と基準を合わせることが前提にしていなかったことから、税務
当局側との問題意識のずれが大きい面は否めない。しかし問題は、創設当初から資本金 1
億円以下の水準に明確な根拠があったとは言えないことである。大企業との線引きなのか、
中小企業の適切な水準なのか、現在も資本金 1 億円以下の水準を維持する根拠は明確にさ
れるべきであろう。

こうした中で、政府は平成 22 年度税制改正において、大法人の完全子会社等を中小企業
向け特例措置の対象から外すなど、資本金基準による一律適用の問題に対して修正を行っ
ているが、対応が十分とは言えない。例えば、軽減税率の適用実態を見ると、所得階級 5
億円超の件数が 2,637 に上り、中には 100 億円を超える中小法人もあった¹⁴。資本金 1 億
円超 10 億円以下の大企業の平均所得が 4.2 億円¹⁵である中で、資本金の水準の格差で税制
上、中小法人に配慮する積極的な理由があるのか、今一度検討の必要があろう。さらに、
大企業が中小法人の特例を目当てに、資本金を 1 億円以下に引き下げるための減資を検討
していたとの報道¹⁶もあるが、大企業・中小企業の線引きや増資抑制など資本金基準の本
来の意義すら問われかねない状況に目を向けるべきであろう。

（２）赤字法人問題

中小法人の税制問題の特徴として挙げられるのが赤字法人問題（図表 8）である。赤字
法人とは税務申告上赤字（欠損）となっているもので、平成 10 年分以降、中小法人が欠損
法人となっている割合はおおよそ 7 割と高水準で推移している。このような赤字を出しなが
ら経済活動が維持できる理由¹⁷について純粋な疑問も生じるが、中小法人の欠損法人割合
は、バブル期においても 5 割前後であったことを踏まえると、経済動向だけでなく、構造

⁹ このほか、当時の中小企業基本法の資本金 5,000 万円に合わせた場合の問題点について、次のような指摘がなされた。「資本金 1 億円以上の会社数と従業員規模 100 人以上の会社数がほぼ一致することから、一方を従業員 300 人以下とすれば、資本金基準の 5,000 万円はやや厳に過ぎるように思われる。」。前掲注 6、129 頁

¹⁰ 大蔵省塩崎潤主税局長は、「(資本金) 5 千万ということに持っていけば、5 千万と 1 億の間の法人がその恩典はなくなるだろう。もちろん、5 千万にして、もう少し利益を高くするというやり方もありましょうが、(略)」と答弁しているが、この「少し利益を高くする」というのは、所得区分（創設時年 300 万円以下、現行年 800 万円）を指すと考えられる。（）及び下線は著者加筆。前掲注 5、19 頁

¹¹ 前掲注 5、19 頁

¹² 前掲注 6、129 頁

¹³ 青山伸悦「中小企業税制の適用範囲—中堅企業税制の可能性—」『税研』、2012 年 11 月

¹⁴ 税制調査会法人課税ディスカッショングループ提出資料（平 26.5.9）

¹⁵ 前掲注 14

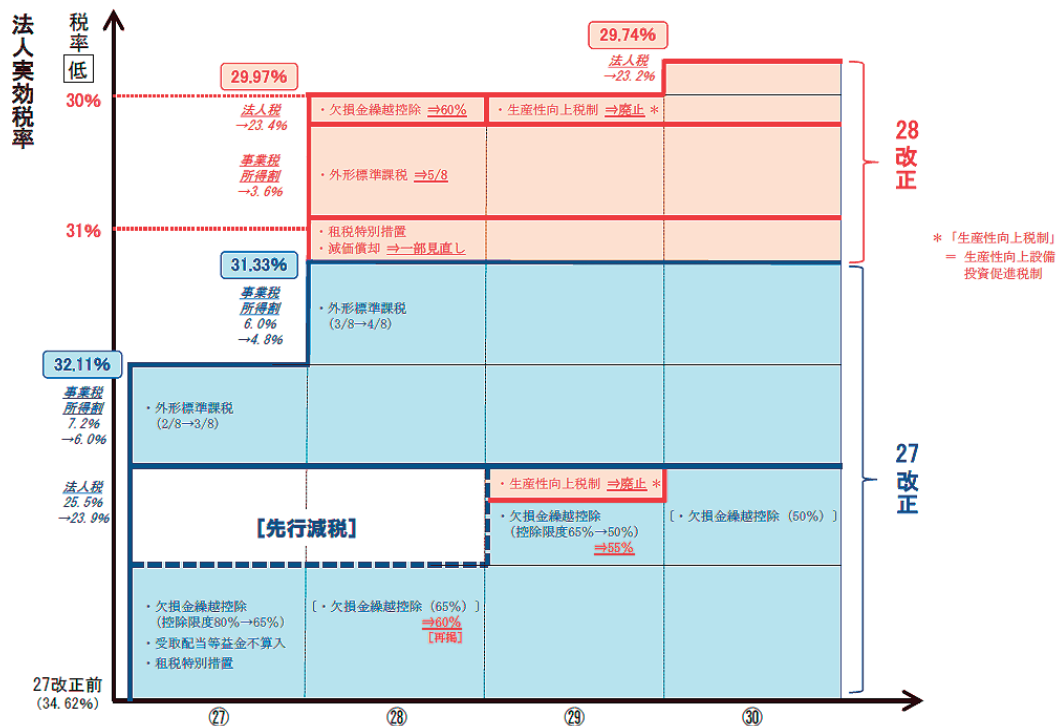
¹⁶ 『日本経済新聞』（平 27.6.17）

¹⁷ 水野忠恒、井堀利宏、平川忠雄、宮口定雄「企業の経済環境の変化と税制」『税研』（2000 年 5 月）43 頁

的な問題を抱えていると見るのが適切であろう。

まずは、繰越欠損金の影響である。財務省資料によれば、欠損法人（全法人の4分の3）のうち4割程度の法人に当期利益が発生したものの、繰越欠損金の控除により所得がゼロになったとの試算が示された。特に中小法人は、大法人が繰越欠損金の控除が認められる所得に制限（図表4、図表10）が設けられているのに対し、所得全額の控除が可能となっており、大法人に比べて優遇されているため、制度上赤字法人化しやすいと言える。控除されずに繰り越された欠損金（翌期繰越欠損金）は、リーマン・ショック後の平成20年度分の90兆円台から約64兆円（平成26年度）と減少したが、金融危機発生時の平成9年分の水準と変わらない。このうち約30兆円分は中小法人の繰越欠損金であるため、企業収益の改善によって今後中小法人の欠損法人割合の低下が順調に進むとは限らない。

図表10 法人税改革のイメージ



(出所) 財務省資料より一部加工

安倍政権下で進められた法人税改革¹⁸（図表10）においては、法人実効税率の引下げとともに課税ベースの拡大等が実施されたものの、中小法人向けの繰越控除制度は変更されず、結果として優遇される形となった。しかし、主要先進国では繰越控除期間や控除限度額に違いはあっても、資本金の大きさで区別されてはいない。欠損金の繰越控除等の制度

¹⁸ 平成27年度税制改正から課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引き下げる「法人税改革」が始まった。同年度の改正では、法人実効税率（34.62%）を平成28年度までに段階的に31.33%に引き下げる一方で、欠損金繰越控除や外形標準課税の見直しなど課税ベースの拡大等が行われた。さらに、平成28年度税制改正において、平成30年度までに法人実効税率を29.74%に段階的に引き下げる見直しとともに、平成27年度改正と同様に課税ベースの拡大等が行われた。

の主な考え方は、「法人の事業年度は、もともと事業成果を期間損益の形で算定するために人為的に設けられた期間であるから、企業の成果を長期的に測定するためには、ある年度の欠損金は、その前後の事業年度の利益と通算するのが妥当」¹⁹というものである。しかし、制度の意義は尊重されるとしても、長期化する赤字法人問題の実態を踏まえ、制度的な検討が改めて求められよう。

次に、赤字法人問題の要因として挙げられるのが人為的な操作の可能性がないかである。平成8年11月の税制調査会の法人課税小委員会報告において、「赤字申告法人の中には、現行の課税所得計算のルールが柔軟に過ぎたり、企業経営者による私的経費の法人経費化が行われたりする結果赤字となっているものも含まれ得る。こうした点についても、課税ベースの見直しによって、相応の改善が図られるものと考えられる。」との指摘がなされた。この点については、人件費、交際費、寄附金、福利厚生費が、「企業の経営者が自分の意思決定で増やすことができ、景気が悪ければ小さくできる」として、「最後に税引前の利益を減らせる」²⁰との指摘がなされていることは注目される。さらに、赤字が継続しても企業が存続できる理由については、「利益をいったん報酬として受取り損金に落としたうえで再度会社に戻元する、第二資本金で支えている」とのオーナー個人からの借入金の実情も明らかにされた²¹。

このような指摘がなされる背景として重要なことは、中小法人の95%超が同族会社（図表3）であることから、事業所得者から法人に転換する「法人成り」と赤字法人問題との関係性が疑われることである。税の制度面から見れば、法人形態の方が個人形態よりも税負担が低い傾向²²にあるため、法人成りを促しやすい環境と言える（図表11）。しかし、財務省資料によると、昭和60年から平成17年の30年間の各10年ごとで比較した資本金階級別の同族会社の割合はほとんど変わっていないのに対して、この間に赤字法人割合が増えていることから、両者の関係性はないとした²³。つまり、基本的に同族会社が法人成りするという実態を踏まえれば、法人成りと赤字法人問題とはイコールではないと結論付けたのであった。

法人成りと赤字法人との関連性が明確ではないとしても、赤字法人問題は所得操作など税務戦略が作用しているとの指摘²⁴は絶えない。過去の税制調査会の問題意識と合わせて

¹⁹ 金子宏『租税法 第11版』（弘文堂 平成18年4月）338～339頁

²⁰ 前掲注17、33～34頁

²¹ 前掲注17、33頁

²² 税制調査会法人課税ディスカッショングループ（平26.5.9）において財務省から提出された「資本金階級別のモデルケースによる税負担（国税・地方税）比較」によれば、法人成りした場合と個人事業主の場合の「税引前当期純利益と役員給与に占める税負担率」が機械的に試算されている。それによれば、資本金1千万円以上5千万円未満のケースにおいては、法人成りした場合は17.7%、個人事業主の場合は28.6%となった。また資本金階級5千万円以上1億円以下のケースでは、法人成りした場合は32.3%、個人事業主の場合は50.3%と税負担率の差が拡大した。所得税の累進税率や給与所得控除の適用などが影響しているとみられる（図表11）。

²³ 税制調査会法人課税ディスカッショングループ議事録（平26.5.9）4頁

²⁴ 「日本の赤字法人は税務会計上は欠損法人であっても、企業会計上は赤字でない法人がある。さらに租税回避的な所得操作によって意図的に法人所得を赤字化して、課税を逃れる可能性がある。」高橋利雄「法人税改革と赤字法人課税の必要性」『税理』（1997年6月）24頁

「中小法人に欠損法人が多いという原因の1つに、租税回避動機が影響しているのではないかという指摘

今後も重要な論点となろう。まずは、低下傾向にある実調率²⁵を高めるため国税庁の執行体制を強化するとともに、中小法人等の課税の特例の在り方を見直すなど課税ベースの拡大等による制度面の対応も求められよう。

図表 11 中小企業と個人事業主の課税関係（比較）

		中小企業(資本金1億円以下)	個人事業主(青色申告)
税率	国税	法人税 年800万円超の所得:23.4%(H30.4.1～23.2%) 年800万円以下の所得:19%(H24.4.1～H29.3.31,15%) 地方法人税:法人税額の4.4%(H31.10.1～10.3%の予定)	所得税(注) 5%(課税所得195万円以下)、10%(330万円以下) 20%(695万円以下)、23%(900万円以下) 33%(1,800万円以下)、40%(4,000万円以下) 45%(4,000万円超)
	地方税	法人住民税 法人税割:法人税額の12.9%(H31.10.1～7.0%の予定) 均等割:最低7万円 法人事業税(所得割) 年800万円超の所得:6.7%(H31.10.1～9.6%の予定) 年800万円以下の所得:5.1%(H31.10.1～7.3%の予定) 年400万円超の所得:3.4%(H31.10.1～5.0%の予定) 地方法人特別税:法人事業税額の43.2%(H31.10.1～廃止予定)	個人住民税 所得割:10% 均等割(注):4,000円 個人事業税:3%～5% ※事業主控除290万円あり
代表者 (役員) 報酬		法人段階:原則損金算入(定期同額のもの等)	法人段階:—
		個人段階:給与所得控除あり	個人段階:所得を得るために必要となった経費は、必要経費として事業所得から控除(給与所得控除なし) 青色申告特別控除あり(65万円/10万円)
家族従業員給与		損金算入(過大分等は損金不算入)	必要経費に算入可能(相当と認められる範囲内) ※事業専従が要件(事前に税務署への届け出必要)
欠損金の繰越し		10年間繰越可能(青色申告者のみ)	3年間繰越可能(青色申告者のみ)
減価償却		定額法等で計算した償却限度額の範囲内(損金経理した金額)	定額法等で計算した金額(強制償却)
交際費		飲食費の50%と定額控除額(800万円)との選択制	事業に必要なものは全て必要経費

(注) このほか、東日本大震災復興財源の確保等のための課税がある。復興特別所得税は税額の2.1%(H25年1月から25年間)、個人住民税の均等割は合計1,000円の引上げ(H26年6月から10年間)。

(出所) 財務省資料等より作成

5. おわりに

以上、税制面から中小企業の現状と課題を見てきたが、今回取り上げたものはごく一部に過ぎず、本来であれば中小企業政策に整合的な税制支援措置を含め総合的に検討することが必要である。しかし、28 与党大綱において指摘のあった中小法人の範囲を始め、中小企業の税制問題への対応も極めて重要であり、今後政府において、見直しの影響等を十分踏まえながら、進めていくことが求められよう。

(いだ けんじ)

があります。(中略) オーナー経営者といいますのは、(中略) 会社が支払う法人税だけではなくて、オーナー自身が支払う個人所得税まで含めて、トータルで実は税負担を最小化するというような租税回避動機があるのではないかということが指摘されております。」(税制調査会調査分析部会議事録(平19.7.31)、八塩裕之専門委員<<http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/tyousa10kaia.html>>(平28.9.8最終アクセス))

²⁵ 平成元年に8.5%であった法人実調率(実地調査の件数を対象法人数で除したもの)は平成26年に3.2%に低下した。また、国税庁の定員は平成元年度の5万4,376人から平成27年度には5万5,703人と微増であった。しかし、ピーク時の平成9年度(5万7,202人)と比べるとおよそ1,500人減少した。国税審議会提出資料(平28.3.22)